

令和6年度 第 11 回行政会議 会議録

日 時	令和7年2月3日(月)午前10時00分～
場 所	行政会議室
出 席 者	別添「令和6年度第 11 回行政会議名簿」のとおり

挨 拶	瀬野市長
内 容	間もなく2月市議会定例会が開会。条例や予算審議等に向けて万全に準備し、特に新たな取組や予算増額等を中心に、議会への丁寧かつ正確な説明を行うこと。 1月の行政会議でも伝えたとおり、財政状況は今後、厳しくなることが想定される。業務に取り組む上で、職員全員が市の財政状況を認識しておくよう、各部署長のマネジメントをお願いする。

【2月市議会定例会 提出予定案件】

<報告(専決処分)>

案 件	旧徳永家住宅改修工事請負契約の変更について
説 明 者	増田市民生活部長
提出資料	有
内 容	旧徳永家住宅改修工事について、契約金額及び工期が資料のとおり変更となったことから、令和6年12月25日に仮契約を締結後、12月26日に専決処分を行い、12月27日に変更契約を締結。

案 件	令和6年度守口市一般会計補正予算(第8号)
説 明 者	尾崎企画財政部長
提出資料	有
内 容	物価高騰対策に係る低所得世帯支援給付金支給事業について、1月16日付けで専決。各費目及び補正金額は、資料に記載のとおり。

<債権放棄>

案 件	守口市立幼稚園条例に基づく保育料等に係る債権の放棄について
説 明 者	田中こども部長
提出資料	有
内 容	旧市立幼稚園に係る幼稚園保育料、市立保育所に係る給食費のほか、現在設置している市立認定こども園に係る給食費、時間外保育保育料の滞納者のうち、消滅時効期間である2年を経過し、事実上債権回収が不可能なものについて、議会の議決を経て債権放棄を行った後、不納欠損処理を行うもの。 対象とする債権は、昭和60年から平成31年度に発生した保育料、給食費及

	び時間外保育保育料で、件数は 84 件、金額は 16 万 6,860 円。 なお、現在は、保育料は無償化しているため、無償化の期間は発生しない。 また、給食費及び時間外保育保育料は、保護者の同意を得て、児童手当支給分からの天引きによる徴収を行っており、滞納債権は随時回収している。
--	---

案 件	守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る債権の放棄について
説 明 者	水川教育監兼教育部長
提出資料	有
内 容	奨学資金貸付金返還金の滞納のうち、主債務者の死亡が確認され、連帯保証人も死亡及び居所不明であることから債権回収が極めて困難であるものについて、議会の議決を経て債権放棄を行った後、不納欠損処理を行うもの。 債権放棄の件数及び金額は1件、22,000 円。

案 件	守口市水道条例に基づく水道料金に係る債権の放棄について
説 明 者	小浜水道事業管理者
提出資料	有
内 容	これまでも給水停止や電話催告、転出者居所調査により徴収強化を図っているが、利用者の死亡や居所不明により徴収が極めて困難となり、消滅時効を迎え、債務者から時効の援用の意思表示がない債権について、議会の議決を経て債権放棄を行った後、不納欠損処理を行うもの。 債権放棄額は、水道料金 191 万 4,593 円。

＜訴えの提起＞

案 件	守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る訴えの提起について
説 明 者	水川教育監兼教育部長
提出資料	有
内 容	奨学金貸付金のうち、償還期限を経過し、なお未納のものについて、奨学生及び連帯保証人への督促状の送付、電話や訪問による催告に加え、弁護士名による法的措置の予告送付等により、随時接触を試み、納付折衝を実施。法的措置に至る直前の最終通牒を令和6年 12 月中旬に、内容証明郵便で送付し、1月 17 日の期限を指定して自主納付を求めたが、当該滞納者からは一切反応がなかった。今後も自主的な返還が見込めず、適切な債権管理の観点から、元金及び延滞金を含む全額の支払に係る訴えを提起するにあたり、議会の議決が必要となるため、2月議会に議案提出するもの。
質 疑 等	(瀬野市長) 債権放棄が3件、訴えの提起が1件議案となっているが、債権放棄や訴えの提起に至る基準が各部局で異なることのないように統一すべき。 (小浜水道事業管理者)

	現在は、債権放棄について議案提出し、議決を経て不納欠損処理を行うこととしているが、市として債権管理に関する条例を制定し、それに基づいて事務手続を行う方法もある。今回、各部局が議案とする債権放棄も、その理由はほぼ同一であることから、本市も条例制定を検討できるのではないかと。 (瀬野市長) 債権管理条例を制定している他自治体を参考に、本市も検討すること。
--	---

＜条例＞

案 件	守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	上甲総務部長
提出資料	有
内 容	民間労働法制において「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が成立。国家公務員においても、令和6年8月の人事院の報告で、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備することとされ、介護離職防止のため、介護休暇制度に関する周知等が強化される。これらを受け、本市としても、介護休暇制度の内容変更のみならず、現行の介護休暇制度の周知の強化等を目的として条例を改正するもの。 本市では、年度当初に介護休暇を含めた特別休暇について周知しているが、今後も休暇制度についてしっかりと周知していく。 施行期日は、令和7年4月1日。

案 件	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	上甲総務部長
提出資料	有
内 容	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部を改正する法律」に伴い、引用条項にずれが生じることから、条例を改正するもの。 施行期日は、令和7年4月1日。

案 件	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案について
説 明 者	上甲総務部長
提出資料	有
内 容	「刑法等の一部を改正する法律」の施行により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」が創設。このため、本市の関係条例において「懲役」及び「禁錮」の文言が含まれる資料中の11条例について、「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に

	改正するもの。 施行期日は、令和7年6月1日。
--	---------------------------------------

案 件	守口市生活困窮者自立相談支援事業等委託事業者プロポーザル選定委員会 条例案について
説 明 者	西尾健康福祉部長
提出資料	有
内 容	生活困窮者自立相談支援事業及び被保護者就労支援事業について、現行の委託事業者の契約期間が令和8年3月31日に満了することから、令和7年度中に次期委託事業者を公募型プロポーザル方式で選定するため、条例を制定するもの。 施行期日は令和7年4月1日、執行期日は令和8年3月31日とする。

案 件	守口市立認定こども園条例の一部を改正する等の条例案について
説 明 者	田中こども部長
提出資料	有
内 容	今年度において、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「守口市こども計画」の策定を進めている。本計画案における教育・保育の今後の確保方策では、供給量に不足が生じる見込となることから、東部エリアにおいて公立認定こども園の民間移管に伴う定員拡大と利用児のサービス拡充を図ることとし、施設規模及びエリアごとの確保方策を踏まえ、令和9年度に市立にじいろ認定こども園の民間移管を行うため、条例を改正するもの。 改正内容の1点目は、守口市立認定こども園条例に規定するにじいろ認定こども園の名称及び位置を削除。2点目は、守口市立幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例について、にじいろ認定こども園の民間移管に伴い、幼保連携型認定こども園がなくなることから、当該条例を廃止。 施行期日は、令和9年4月1日。 経過措置として、本条例の施行日前の公務に起因する災害を受けた者については、第2条の規定による廃止前の守口市立幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、なおその効力を有することとする。
質 疑 等	(増田市民生活部長) 供給量が不足とのことであるが、東部だけが不足するのか。 (田中こども部長) 南部も当初不足していたが、令和6年度に保育所3施設、小規模保育事業5施設を開設したことで充足。東部が若干不足する見込。

案 件	守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	田中こども部長
提出資料	有
内 容	「児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」が公布され、国の基準である「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、条例を改正するもの。 改正内容は、栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設の卒業者は栄養士免許の取得が不要となり、国において、家庭的保育事業等の運営等に関する要件として「栄養士」の配置を求めていたところ、今後は栄養士免許を有さない「管理栄養士」の配置でも要件を満たすよう、内閣府令の基準改正が行われたことに伴う改正。 施行期日は、令和7年4月1日。 なお、本議案とは別に、本条例に関連する内閣府令の改正が1月 31 日に公布、令和7年4月1日付けで施行されることから、追加で2条例を改正予定。 3歳未満児を保育する地域型保育事業者は、3歳以上児を保育する認定こども園等の連携施設を確保しなければならないとされているところ、子ども・子育て支援新制度の施行日から 10 年間は、連携施設の確保について経過措置が設けられてきた。今般、この経過措置を5年間延長するとともに、連携施設の内容の一部について基準緩和を行う改正が、国基準において行われる予定であることから、同様の条例改正を行う予定。 また、この内容が、守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例にも含まれていることから、合わせて追加で改正予定。

案 件	守口市立児童センター条例を廃止する条例案について
説 明 者	田中こども部長
提出資料	有
内 容	「守口市こども計画」(案)において、守口市立児童センターが有する機能のうち、もりぐち児童クラブ登録児童室の機能と同様である「小学生の遊びの場としての機能」を廃止するとともに、「地域子育て支援拠点の機能」については、代替となる拠点を充足した上で、令和7年度末をもって廃止することとしていることから、条例を廃止するもの。 施行期日は、令和8年4月1日。
質 疑 等	(小浜水道事業管理者) 「守口市こども計画」は、現時点では案の段階ということか。 (田中こども部長) パブリックコメントは終了しており、2月議会の開会までに計画として策定。

	(尾崎企画財政部長) 代替となる地域子育て支援拠点の確保については、「守口市立児童センターの既存施設を使用して」という前置きはなしか。 (田中こども部長) 入っていない。 (須田副市長) より使いやすい拠点となるよう、しっかりと選定する必要がある。 (田中こども部長) 選定方法は、公募型プロポーザル方式の予定。認定こども園のみならず、少し幅を広げた募集も検討。 (瀬野市長) 代替施設を確保することができるよう、しっかりと取り組むこと。
--	---

案 件	守口市手数料条例及び守口市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	長田理事兼都市整備部長事務取扱兼学校施設整備監
提出資料	有
内 容	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(建築物省エネ法)の一部改正により、令和7年4月1日以降は全ての住宅が省エネ基準適合義務の対象となる。また、評価手法は「標準計算法」「仕様基準」等に加え、「仕様・計算併用法」が追加。 これらを踏まえ、法改正後は全てが「省エネ住宅」となり、省エネ認定の手続がなくなることから、手数料を削除するとともに、省エネ基準の適合判定について、審査項目が追加、変更となることから、手数料を改定。また、建築確認申請と建築物省エネ法の認定申請を合わせたワンストップ申請が可能となる。 施行期日は、令和7年4月1日。

案 件	守口市地球温暖化対策実行計画協議会条例案について
説 明 者	宇都宮環境下水道部長
提出資料	有
内 容	脱炭素社会の実現に向けた将来ビジョン及び2030(令和12)年度に向けた新たな目標を定め、具体的な施策を実行していくにあたり、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項に基づく「守口市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の策定に向けた協議会を設置するため、条例を制定するもの。 施行期日は、令和7年4月1日。

案 件	守口市下水道条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	宇都宮環境下水道部長

提出資料	有
内 容	下水道法施行令第9条の 11 第1項第6号の改正に伴い、「大腸菌群数」の文言を「大腸菌数」に改めるため、条例を改正するもの。 施行期日は、令和7年4月1日。

<契約>

案 件	大宮中央公園(旧さくら小学校跡地)整備工事(公園)請負契約の変更について
説 明 者	長田理事兼都市整備部長事務取扱兼学校施設整備監
提出資料	有
内 容	当初の工期を令和7年3月 21 日としていたが、地域との調整、合意形成に時間を要したため、令和7年3月 31 日に変更。

案 件	旧第4号炉焼却施設解体工事請負契約の締結について
説 明 者	宇都宮環境下水道部長
提出資料	有
内 容	1月 16 日に条件付き一般競争入札を実施した結果、西武建設株式会社関西支店と1月 21 日に仮契約を締結。 契約金額は、9億 6,448 万円。工期は、令和9年2月 26 日まで。

<補正予算(令和6年度予算分)>

案 件	令和6年度守口市一般会計補正予算案(第9号)
説 明 者	尾崎企画財政部長
提出資料	有
内 容	「1 歳入歳出予算の補正」については、次のとおり。 <歳出> ・「職員退職手当追加分」は、早期退職の意向調査を踏まえ、必要となる退職手当を追加するもの。 ・「通勤災害補償事業」は、職員の通勤災害に係る療養補償額が確定したため、災害補償費を追加するもの。 ・「システム標準化関連環境整備事業」は、令和6年 10 月から予定していた標準化システム構築について、事業者の対応状況等によりスケジュールがずれ込むことから、予算執行の見込がなくなったため、減額補正するもの。これに伴い債務負担行為を廃止。 ・「生涯学習援助基金積立事業」は、基金の運用利息が当初の見込額を上回ることから、補正するもの。 ・「庭窪コミュニティセンター整備事業」は、契約額の確定に伴い、減額補正するとともに、継続費を変更するもの。 ・「減債基金積立事業」は、地方交付税の上振れ分から、本補正予算の充当

	財源を差し引いた残額及び財産売払収入の上振れ分1億 7,542 万円を積み立てるもの。 ・「福祉総合システム標準化構築事業」は、システム標準化関連環境整備事業と同じ理由により、減額補正及び債務負担行為を変更するもの。 ・「愛のみのり基金積立事業」は、福祉目的寄附金の受入分見合を補正するもの。 ・「障がい者自立支援事業」は、障がい福祉サービス費に係る扶助費等が当初予算を上回ることから、補正するもの。 ・「特別会計介護保険事業繰出事業」は、介護給付費の増額分に対する一般会計負担分として、繰出金を補正するもの。 ・「妊婦等包括相談支援事業」は、法改正により、令和7年4月から実施予定の出産・子育て応援給付金の制度変更に係るシステム改修委託料を補正するもの。 ・「認定こども園等運営助成事業」は、令和6年人事院勧告に伴う公定価格の改定を踏まえ、給付費を補正するもの。 ・「大阪広域環境施設組合負担金事業」は、組合における売電単価上昇による収入増等により、構成団体の分担金が減少したため、減額補正するもの。 ・「緑・花基金積立事業」は、本市の緑化事業に対する寄附金等を積み立てるもの。 ・「守口市門真市消防組合負担金事業」は、決算見込に基づき本市負担金を減額補正するもの。 ・「防災対策事業」は、国の補正予算で措置された国庫補助金を活用し、全避難所にラップ式トイレを設置するため補正するもの。令和7年度の執行とするため、全額を繰り越す。 ・「がんばる守口助け合い基金積立金事業」は、基金の運用利息が当初の見込額を上回ることから、補正するもの。 ・「就学システム標準化構築事業」は、システム標準化関連環境整備事業と同じ理由により、減額補正及び債務負担行為を変更するもの。 ・「学校教育施設整備基金積立事業」は、ふるさと納税及び基金の運用利息が当初の見込額を上回ることから、補正するもの。 ・「守口小学校建設工事」は、契約額の確定に伴い減額補正するとともに、継続費を変更するもの。 ・「中学校電子錠扉設置工事」は、国の補正予算で措置された国庫補助金を活用し、電子錠扉を設置するため補正するもの。令和7年度の執行とするため、全額を繰り越す。 <歳入> 本補正予算に必要な財源として、資料に記載のとおり補正。 「2 継続費の補正」については、庭窪コミュニティセンター整備工事及び守口
--	---

	小学校建設工事について、資料に記載のとおり補正。 「3 繰越明許費の補正」については、次のとおり。 ・「防災対策事業」及び「市立中学校電子錠扉設置工事」は、歳出の説明のとおり。 ・「都市計画道路豊秀松月線電線共同溝工事等委託」は、施工方法の再検討が必要となり、工事着手が遅延したこと、また、第Ⅱ期工事は、共同溝工事等委託の施工完了後の着手となるため、合わせて繰越明許を行うもの。 「4 債務負担行為の補正」については、廃止分の3項目は、歳出の説明におけるシステム標準化関連。「健康管理システム保守業務委託事業」は、標準化完了以降において、保守業務委託契約の支払費目が使用料に変更となることに伴い減額するもの。 「5 地方債の補正」については、各事業に係る地方債の借入限度額を変更。
質 疑 等	(須田副市長) システム標準化関連は、補正理由が同じであることから、議会への説明において、各部局の説明内容に齟齬が生じないようにすること。 (瀬野市長) システム標準化については、事業者の対応の遅れにより、今年度に予定していた契約ができず、減額補正や債務負担行為を廃止することとなっているが、標準化への対応の見通しは、他自治体でも大幅に遅れているのか。 (尾崎企画財政部長) 本市も含めて、遅れている自治体が増えている認識。遅れている自治体は、移行困難団体として国に報告を上げている。一方で、円滑に移行が進んでいる自治体もある。 2月10日(月)に情報政策検討委員会を開催し、今後の方針を検討予定。 (小浜水道事業管理者) 令和7年度当初予算には計上しないのか。 (尾崎企画財政部長) 情報政策検討委員会で方針を決定するが、RFIによる市場調査を改めて実施し、公募型プロポーザル方式で適切な事業者を選定する予定。このため、現時点では、令和7年度当初からの予算執行の見込はなく、必要に応じて補正を行う。

案 件	令和6年度守口市特別会計後期高齢者医療事業補正予算案(第1号)
説 明 者	西尾健康福祉部長
提出資料	有
内 容	令和6年度保険料の収納額及び出納整理期間中に収納した令和5年度保険料の収納額が予算額を上回る見込となり、納付金の歳出予算額に不足が生じ

	ることから、補正するもの。 歳入歳出予算にそれぞれ 6,500 万円を追加し、予算総額を 27 億 8,700 万円とする。
--	--

案 件	令和6年度守口市特別会計介護保険事業補正予算案(第2号)
説 明 者	西尾健康福祉部長
提出資料	有
内 容	「介護サービス給付事業」から「介護予防・生活支援サービス事業」までは、高額介護サービス費、介護予防・生活支援サービス費及び介護給付費に係る大阪府国民健康保険団体連合会への審査支払手数料が当初予算を上回る見込であることから、それぞれ所要の金額を補正するもの。 「介護給付費準備基金積立事業」は、運用利子収入が当初予算を上回る見込であることから、補正するもの。 歳入については、資料に記載のとおり、国・府支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金及び介護給付費準備基金は、「介護サービス給付事業」から「介護予防・生活支援サービス事業」までの財源として補正するもの。

案 件	令和6年度守口市下水道事業会計補正予算案(第4号)
説 明 者	宇都宮環境下水道部長
提出資料	有
内 容	現在、継続費として実施している「守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業」についての補正。現在の予算措置では、出来高の1割留保の制度上、最終年度に企業債による財源措置が困難となることから、当初予算で設定している継続費の総額を契約金額に、各年度の年割額を出来高予定額から支払限度額に変更するもの。これに伴い、令和6年度の資本的支出についても、支払限度額まで減額。なお、継続費については総額及び年割額を変更する。 次に、大阪府の「流域下水道建設負担金」についての補正。大阪府において、国の補正予算を活用して増補幹線の建設事業等を進めることにより、負担金が当初予算と比べ増額となったことから、企業債及び固定資産購入費を増額するもの。また、企業債の限度額を補正。

<令和7年度当初予算>

案 件	令和7年度一般会計ほか当初予算案について
説 明 者	尾崎企画財政部長
提出資料	有
内 容	一般会計予算の総額は 794 億円で、今年度に比べ 7.3%の増。 特別会計については、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業及び公共用地先行取得事業の4会計で総額 355 億 8, 100 万円。水道事業

	会計、下水道事業会計を加えた特別会計の総額は、484 億 6, 386 万1千円。 一般会計と特別会計の総額は、1, 278 億 6, 386 万1千円で、今年度に比べ4.4%の増。
--	---

<補正予算(令和7年度予算分)>

案 件	令和7年度守口市一般会計補正予算案(第1号)
説 明 者	尾崎企画財政部長
提出資料	有
内 容	令和6年 12 月 17 日に成立した国の補正予算による物価高騰対応重点支援交付金を活用し、市民の更なる生活安定や消費喚起による市内事業者の経済的支援を目的として、「守口市くらしの応援商品券事業」を実施するため、補正するもの。補正に必要な一般財源は、財政調整基金からの繰入金により措置。 事業内容は、市内全世帯に対して、市内各店舗で使用できる守口市くらしの応援商品券を1世帯当たり4,000 円分発行するもの。現時点では、7月頃に引換券を送付予定。

【報告】

報 告	避難所従事者非常参集訓練について
説 明 者	高橋危機管理監
提出資料	有
内 容	避難所従事者のうち、緊急対応班を対象に、災害発生時において速やかに指定避難所を開設できることを目的として、非常参集訓練を実施。 実施予定日時は、2月12日(水)から14日(金)の午前8時から9時までとし、この3日間のうちで決定。実施場所は、全指定避難所32か所、対象者は災害対策本部員17名及び指定避難所従事者(緊急対応班)96名。午前8時に和歌山沖を震源とする地震が発生し、本市で震度6弱を観測したという想定の下、災害対策本部を自動設置し、全指定避難所を開設する。 訓練内容は、危機管理室から災害対策本部ロゴ・チャットグループ及び避難所従事者(緊急対応班)責任者ロゴ・チャットグループに連絡し、防災服を着用の上、避難所等へ参集するようお願いする。連絡を受けた避難所責任者は、他の2名の従事者に避難所への参集指示を行い、従事者3名が揃った時点で訓練を終了。午前9時まで従事者を待つこととし、午前9時で強制的に終了。 なお、災害対策本部員には、当日の参集場所をロゴ・チャットで連絡する。

報 告	令和7年度当初予算編成過程の公表について
説 明 者	尾崎企画財政部長
提出資料	有
内 容	「守口市行政経営プラン」に基づき、透明性の高い市政運営を推進するため、

	今年度も予算編成過程を公表。 公表内容は資料のとおり。経常予算分は、昨年度同様、一般会計分の部局からの要求額と査定額等を款ごとに記載。臨時予算分は、部局の要求額から、企画財政部段階での査定額及び市長の最終査定額を分け、それぞれの査定理由と合わせて記載する。 2月議会の予算関連議案の告示(2月 12 日(水))以降、市ホームページで公表予定。
--	--

報 告	マイナンバーカード電子証明書更新等に伴う1階特設会場の開設について
説 明 者	増田市民生活部長
提出資料	有
内 容	個人番号カード(マイナンバーカード)の発行から5回目の誕生日を迎えた人の電子証明の期間更新と、交付後 10 年が経過した人の再交付により来庁者が大幅に増加するため、令和7年4月から、本庁舎内に特設会場を設置。期間、場所等の詳細は、資料に記載のとおり。

報 告	もりぐちゼロカーボンシティ宣言(案)について
説 明 者	宇都宮環境下水道部長
提出資料	有
内 容	「いつまでも住み続けたいまち 守口」を目指し、持続可能な循環型社会の実現に向け、市民、事業者及び行政が一丸となって協働し、気候変動対策に取り組むことで、2050 年までに市内の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを宣言する。 宣言日は2月 13 日(木)で、令和7年度当初予算案の報道記者発表と合わせて実施。
質 疑 等	(助川議会事務局長) 宣言にあたり、議案にはしないということで良いか。 (宇都宮環境下水道部長) 議案にはしない。 (須田副市長) 宣言と関連して実施する事業に係る予算もあることから、議会には丁寧に説明すること。 (尾崎企画財政部長) 宣言は、「守口市」ではなく「守口市長」で行うのか。 (宇都宮環境下水道部長) 確認する。

【その他】

そ の 他	—
説 明 者	宇都宮環境下水道部長
提出資料	無
内 容	1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管が原因と思われる道路陥没事故を受け、1月29日付けで、国土交通省から都道府県に対して、下水道管路施設に対する緊急点検に関する通知が発出された。緊急点検の対象は、流域下水道管理者が管理する最大処理量が日量30万トン以上の大きな下水処理場に接続する管径2,000mm以上の下水道管路。大阪府は、通知の条件に基づき、点検を実施予定。 本市では、本緊急点検の対象に相当する管路はないが、安全とされていたシールド工法により施工された管路の事故であるため、整備年度が古く口径の大きい管路を独自に抽出し、緊急点検を実施することとする。3路線で約194mを目視で実施予定。
質 疑 等	(小浜水道事業管理者) 点検の方法はどうするのか。 (宇都宮環境下水道部長) 管に直接入り、目視で確認していく。 (尾崎企画財政部長) 費用面はどうか。 (宇都宮環境下水道部長) カメラ調査を実施するための予算を執行予定。 (小浜水道事業管理者) 点検の実施期間はどうか。 (宇都宮環境下水道部長) 今年度中に点検を終了させる予定。 (小浜水道事業管理者) 下水道管は、国によると、下水道管の耐用年数は50年と言われているが、今回、点検を実施する箇所はどれくらいの年数が経過しているのか。 (宇都宮環境下水道部長) 50年近くが経過している。ただし、八潮市と異なるのは、八潮市の場合は分流式である一方、本市は合流式のため、同じ年数であっても腐食の度合は異なると考えている。

そ の 他	—
説 明 者	西尾健康福祉部長
提出資料	無
内 容	守口市障がい者・高齢者交流会館が3月末で廃館することに伴い、交流会館

	の3階及び4階の相談支援事業所が本庁舎に移転。これに伴い、本日から地域福祉課が3階北側フロアに移転。問合せ等があれば、周知をお願いする。
--	--

そ の 他	—
説 明 者	須田副市長
提 出 資 料	無
内 容	行政計画や方針、戦略等の策定、制定、改訂、更新等に係る業務にあたり、指示事項を伝える。 行政計画等の策定等にあたっては、第1段階として、業務開始時点で、現行計画等の概要や現時点での課題の有無、現行計画等の策定以降における社会情勢の変化、改訂の趣旨や概要、方向性、業務スケジュール、改訂に至る業務手法を報告すること。例えば、有識者を含めた審議会を設置するのか、策定業務の支援を委託するのか、委託する場合は委託の内容等を業務開始時点で報告されたい。 次に、第2段階として、業務の中間時点で、この間の検討経過や進捗状況を報告すること。審議会等を設置する場合は、委員や市民からの意見や、中間取り纏めの内容、策定等業務を進める上での課題点を合わせて報告されたい。 最後に、第3段階として、最終案を確定する時点では、パブリックコメント直前の決裁段階ではなく、時間的な余裕を持って最終案を報告すること。 行政計画等は、それぞれ市の施策の方向性を示す重要なものという意識を持って策定等業務をしっかりと遂行すること。